

2016

2

February

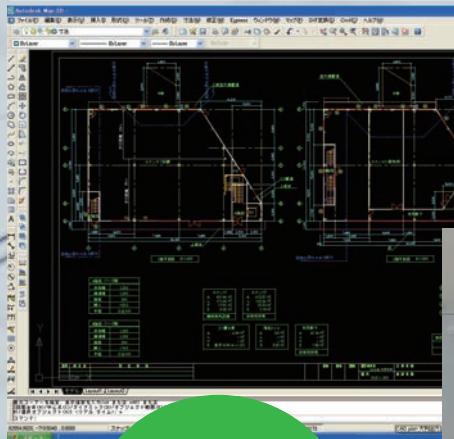
(株)宏和が毎月お客様へお役立ち情報を届けします。

コウワ/フ

MONTHLY NEWS LETTER Vol.05

宏和の CAD 図面入力サービス (CADトレース)

建築・土木・電気から
機械図面まで



内容、ボリューム等を
勘査しあ見積します。
使用 CAD : Auto CAD
納品データ : dwg, dxf,
その他 (ご相談)



こんな時はご相談下さい!

- ★過去の紙図面を CAD トレースして活用したい
- ★納入図面を CAD データで提出する必要がある
- ★CAD オペレーターが足らない (納期がない)
- ★繁忙期に CAD 図面を描いてくれる外注を探している



株式会社 宏 和

東大阪市長田東 1-7-22 TEL 06-6789-2313 FAX 06-6789-2339

<http://www.d-kowa.co.jp/>

Kowa Corporation

<http://scanning.jp/>

オンデマンド印刷 会社案内、パンフレット、チラシ、名刺、カード、封筒、シール、伝票、表彰状
冊子印刷 取扱説明書、カタログ、記念誌、広報誌、報告書、論文、自分史
電子化業務 紙文書・紙図面スキャニング(電子化)サービス、データエントリー(入力)、データコンバート
CAD業務 CADデータ出力、CADデータ入力(トレース・設計)、電子納品データ作成
コピー・製本 大判コピー、カラーコピー、各種製本、ラミネート、パネル・看板制作
その他 人材派遣、人材紹介、マイクロ撮影、マイクロフィルムスキャニング、WEB制作

コウワ/フ
2
Vol.05

発行者：株式会社宏和
所在地：〒577-0012 東大阪市長田東 1-7-22 TEL 06-6789-2313

(株)宏和

紙文書の電子化(スキャニング)サービスを始めて 30 年以上になります。(パソコンの時代になる前は専用機器でスキャンしていました。) 電子化する書類は、図面、技術資料、特許関係、台帳など、法定保存年限が決まっていないが会社にとって重要な文書が多く、法定保存年限が決まっている税務・会計書類はこれまであまり電子化対象になりませんでした。昨年、e-文書法の規制緩和があり、税務・会計書類のスキャナ保存要件が大幅に緩和されました。これによって税務・会計書類分野でスキャナ保存が進むのか?しばらく注視してみたいと思っています。

代表取締役 日笠 宏昭



e-文書法の規制緩和

～税務関係書類のスキャナ保存に関する規制緩和を考える～

今月は、昨年9月末から実施された、「税務関係書類をスキャンした画像で保存するための規制緩和」についてまとめてみました。できるだけ簡単にまとめるため、詳細部分についてはあまり触れませんが、ご質問等がございましたら遠慮なくおっしゃって下さい。

e-文書法は、商法や税法で保管が義務付けられている紙文書を、スキャナで電子化した文書に変換して利用を促す目的で2005年に施行されました。その前、1998年に、電子帳簿保存法により、企業がコンピュータによって税務関係帳簿や書類を作成し保存することが税務署等への届出によりできるようになりました。つまり元から電子データで作成されたものは電子データでの保存ができるわけです。一方、国税関係書類で、取引相手先等から受領する書類（領収書、請求書、注文書、契約書等）は、e-文書法によるスキャナ保存の要件（注1）が厳しく、ほとんど実施されなかったのが実情です。

注1 2005年施行時の厳しい要件（抜粋）

- 金額制限 領収書・契約書のスキャナ保存ができるのは金額3万円未満
- スキャンした画像に電子署名とタイムスタンプ（両方、費用が発生する）を付与しなければならない



このため、スキャナ保存の税務署による承認件数は、電子帳簿の承認件数に対してごくわずかでした。つまり申請する会社が少ないということです。（表1）

表1 国税庁統計の承認件数

年度	電子帳簿	スキャナ保存
2007	90,132	34
2009	113,083	54
2011	133,240	103
2013	154,006	133



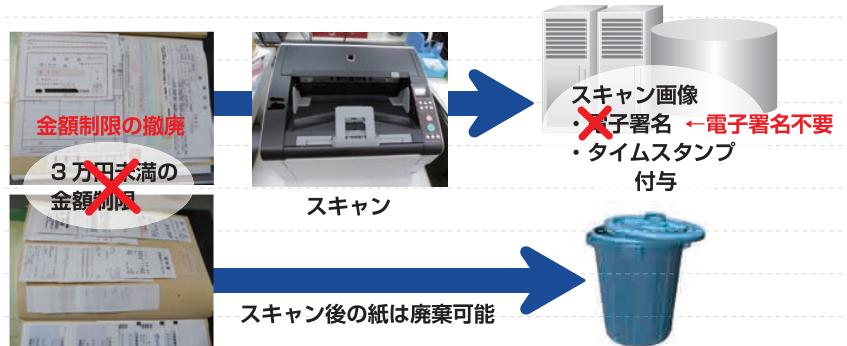
この状況を開拓するために、昨年9月末にスキャナ保存の要件が大幅に緩和されました。（注2）

注2 2015年国税関係書類のスキャナ保存要件緩和（抜粋）

- 領収書・契約書のスキャナ保存の金額制限の撤廃
- 電子署名は要件から外し、タイムスタンプのみとする
- ★「適正事務処理要件」を満たせば、電子帳簿保存法の承認不要



※適正事務処理要件とは、書類の受領からスキャナ保存までの各事務について、
①相互けん制（全部を1人だけで処理せず、役割分担して相互にけん制が機能する体制）、
②定期的なチェック、
③再発防止策（問題点が把握された場合に改善、見直しされる体制）
が行われることです。



この規制緩和により、税務関係書類のスキャナ保存が飛躍的に増えるでしょうか？

緩和されたとはいえ、「適正事務処理要件」を整えた組織づくりをし、書類が発生、または月締めの場合は、締め日が来たら、速やかに書類をスキャンし、電子データにタイムスタンプを押す（コストがかかる）という体制はすぐにできるものではありません。やはり大企業、中堅企業から徐々に広がっていき、認知されていけば広がっていく可能性はあるのではないかと思います。

<解説> タイムスタンプ

タイムスタンプとは、電子データがある時刻に確実に存在していたことを証明する電子的な時刻証明書です。日本データ通信協会が認定した業者だけがタイムスタンプサービスを行うことができます。認定業者には、アマノ、セイコーソリューションズ等があります。具体的には、スキャナしたPDFデータ等を認定業者のサービスサイトにアップロードすると、タイムスタンプが付与されたPDFデータとなってかえってくるような仕組みになっています。料金体系は様々ですが、1ヶ月〇〇円のような定額サービスもあります。